

亀岡市災害ボランティアセンター設置について

(1) 設立日 平成 24 年 9 月 1 日 (土)

(2) センター設置の目的と運営

災害ボランティアセンターは、地震や水害など大災害の発生時において必要とされる「災害ボランティア」を受け入れ、被災者のニーズを把握し、コーディネートする機関です。また、災害ボランティア活動は、「被災者の日常生活への復旧支援」を目的に展開される活動です。

そのために、亀岡市社会福祉協議会に当センターを設置し、災害ボランティア活動を効果的・効率的に行うため平常時から訓練等を行うとともに、住民の防災・減災・災害ボランティア活動への意識向上を図ります。

また、当センターは、設立準備委員会構成団体メンバーを運営委員会に移行、協働で運営することにより、構成団体によるネットワークを築くとともに、災害時における円滑なセンターの開設とボランティア活動に備えた初動体制を構築します。

(3) センターの機能、活動内容

《平常時》 設置場所及び運営委員会事務局 社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会

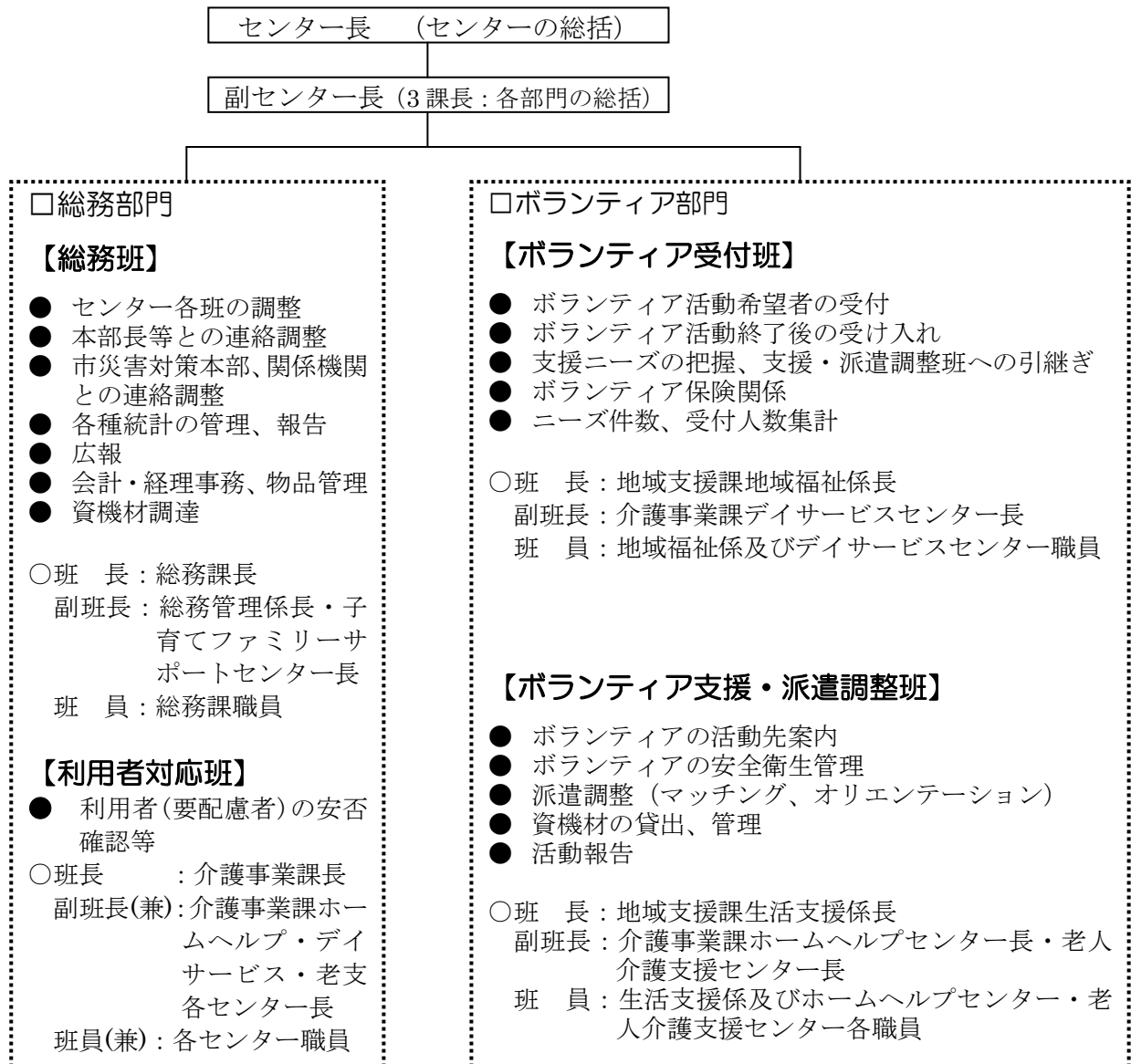
(亀岡市余部町樋又 61-1 ふれあいプラザ内)

- 活動内容
- ①関係機関・団体によるネットワーク体制の構築
 - ②災害ボランティア活動の調査・研究及び研修・訓練の実施
 - ③災害ボランティア活動の広報・啓発
 - ④センターの運営体制及びボランティア活動体制の整備
 - ⑤災害ボランティアの登録及びコーディネーターの育成
 - ⑥市内で相当規模の被害には至らない災害への対応
 - ⑦その他センターに必要と認められる活動

《災害時》 開設場所 基本的には平常時設置場所（設置場所条件を鑑み、設置）

- 活動内容
- ①亀岡市災害対策本部等の関係機関・団体との連絡調整
 - ②災害ボランティアの募集・受け入れ
 - ③被害状況及び必要な災害ボランティアの需要の把握
 - ④ボランティア活動のコーディネート及び安全管理
 - ⑤ボランティア活動に必要な資機材の調達
 - ⑥その他センターに必要と認められる活動

(4) 『亀岡市災害ボランティアセンター』 運営体制 基本配置例



(5) 運営委員会の構成について

センターは、平常時から下記の構成団体メンバーを基本に、京都府社会福祉協議会及び京都府災害ボランティアセンターと連携を図りながら協働により運営します。

運 営 委 員 会 構 成	
亀岡市自治会連合会	亀岡アマチュア無線クラブ
亀岡市民生委員児童委員協議会	亀岡青年会議所
亀岡市内地区社会福祉協議会	京都府(南丹広域振興局)
亀岡市社会福祉施設協議会	亀岡市総務部自治防災課
亀岡ボランティア連絡協議会	亀岡市健康福祉部地域福祉課
赤十字レスキューチェーン京都亀岡支会	亀岡市社会福祉協議会